



労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

## 【特集】子ども・子育て支援金

4月は、あらゆる分野で新しい制度が始まる季節です。労働社会保険制度においても、さまざまな改正事項があります。今年度の改正の目玉のひとつが「子ども・子育て支援金」の創設です。月次の給与計算にも直結する改正について制度の概要を解説します。

### 子ども・子育て支援金

【Q】支援金の財源は、何に使われる？

【A】子育て支援の拡充に充てられます。

#### 子育て支援の拡充

児童手当の拡充 (R6.10から支給開始)	所得制限撤廃、高校生まで延長、 第3子以降3万円
妊婦10万円給付 (R7.4から支給開始)	妊娠・出産時に合計10万円給付
育休手取り10割 (R7.4から支給開始)	両親が育休取得した場合に 手取り10割相当支給
時短勤務給付 (R7.4から支給開始)	育児中に時短勤務をする場合に 時短勤務時の賃金の10%を支給
こども誰でも通園制度 (R8.4から給付化)	保育所等に通っていないこどもの 保護者が月10時間利用可能
国年育児中保険料免除 (R8.10から制度開始)	フリーランスの方の育児期間中の 年金保険料免除 こども家庭庁HPより抜粋

【Q】いつから支援金の控除が始まりますか？

支援金率は、いくらですか？

【A】令和8年4月分(5月納付分)からスタートします。

令和8年度の支援金率は、0.23%(労使折半)です。

#### ● 今年の保険料変更のタイミングに注意！

給与月	変更事項
3月分	健康保険・介護保険の料率更新
4月分	子ども・子育て支援金の控除開始

#### ● 支援金額(例)

標準報酬月額	支援金(折半控除)の額
200,000円	230円(200千円×0.115%)
300,000円	345円(300千円×0.115%)

### ！ここがポイント

#### ● 雇用保険料率も4月より改正

雇用保険の保険料率に変更されます。一般の業種(労使合計)で現在の1.45%から1.35%となり、労使それぞれ0.05%ずつ下がります。

社会保険も協会けんぽの都道府県単位の保険料率が新年度の料率に更新されます。

注意点としては、給与計算上の変更時期です。雇用保険料は「4月分」、社会保険料は「3月分」から変更されます。給与計算期間によって変更月が変わるため間違えないようにしましょう。

### 労務Room Q & A

#### Q

その他4月より改正事項があると聞きましたがどのような内容ですか？

#### A

女性活躍推進法の改正により、従業員101人以上の企業に対して、男女間賃金の差異と女性管理職比率の公表が義務化されます。

また、労働安全衛生法や労働施策総合推進法の改正により、すべての事業主に対して、高年齢労働者の労災防止対策等、治療と就業の両立支援対策が努力義務化されます。

## 倫理の真理は輪廻する

社会保険労務士（社労士）には資格取得後も能力担保の一環として様々な研修を受けます。最低限の知見を習得する必須研修や選好に応じて専門知識を深掘りする研修、法改正情報を押さえる研修も活発です。

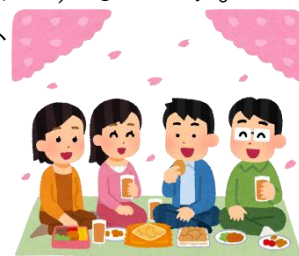
そのなかで特徴的な研修と位置づけられるのが5年ごとに受講する「倫理研修」です。社労士の登録年次によって受講時期が定められており、今年が該当年にあたりました。

社会保険労務士法（社労士法）には、業務に関連する規定だけでなく、倫理に関連する規定も随所に定められています。職責規定（1条の2）、不正行為指示等の禁止（15条）、信用失墜行為の禁止（16条）、依頼応諾義務（20条）、守秘義務（21条）、非社労士との提携の禁止（23条の2）などです。

社労士法は、世のなかの変化やニーズに対応しながら改正を重ねてきていますが、これら倫理に関する項目は、不磨の大典のごとく脈々と引き継がれています。

求められる倫理観は不変にもかかわらず、同じことを繰り返し学ぶことに意義を見出すならば、大事なところこそ繰り返し確認しなければならない、というところにあるのでしょうか。どんな仕事にも油断という名の落とし穴があります。

研修を通じて、初心忘るべからず、の思いを新たにしました。



## 【魚くん探知記】 今月の一尾

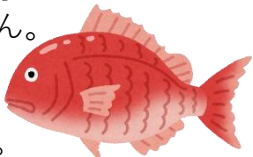
### 桜鯛 : さくらだい

真鯛のなかでも、春の産卵期を迎えるとピンク色の魚体になるタイをとくに桜鯛と呼びます。

身の締り具合、脂の乗り具合、真鯛のなかで最も美味しいとされます。愛媛県の「鯛めし」、岡山県の「たいの浜焼き」、兵庫県の「たいめん」など、瀬戸内海の地域では様々な郷土料理が有名です。

大人になるまでは、日本人がここまで鯛に愛着を持つのが理解できませんでした。鯛にまつわる歴史や文化が日本人の遺伝子レベルにまで染み込んでいるとしか思えません。

今年も桜の季節を迎えられたことに感謝しつつ、お目出たい桜鯛を着に花見酒と行きたいものです。



## 【一劇必撮】 今月の一枚



靖国神社（標本木）

## 発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL : 03-3370-3733

FAX : 03-6300-4740

URL : <https://www.mikura-sr.com>



mobile website

個人情報の保護に敏感です



SRP II 認証事務所



SECURITY ACTION  
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ  
宣言事務所